平成２７年（フ）第４７号
茨城県神栖市深芝627　プライムメイトＢ202、住民票上の住所千葉県旭市鏑木2669番地２鏑木住宅３－３
破産者　手崎　拓哉
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２３３号
群馬県前橋市富士見町時沢80番地
破産者　茂木　光幸
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７３号
群馬県伊勢崎市鹿島町404番地３　鹿島ハイツＢ201
破産者　髙橋　藤雄
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下572番地17
破産者　小松　克久
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５７６号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地（６－302)、破産手続き開始決定時の住所さいたま市桜区大字上大久保904番地10（Ｂ－510）
破産者　小島あいこと　小嶋　あい
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０２号
埼玉県蕨市中央３丁目20番21号　セントラルマンション302号
破産者　田畑完次郎
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
川崎市川崎区南町７番地11　エンゼルハイム川崎　601、前住所川崎市川崎区南町９番地13　ダイアパレスプロミネントコート川崎805
破産者　中島　智光
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
川崎市川崎区南町７番地11　エンゼルハイム川崎　601、前住所川崎市川崎区南町９番地13　ダイアパレスプロミネントコート川崎805
破産者　中島由紀子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
川崎市多摩区登戸2815番地９　ハイツニワ106、前住所川崎市多摩区寺尾台１丁目18番地５　ガーデンハウス寺尾台　305
破産者　吉田　正史
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３３０号
愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台25番地６
破産者　佐藤　博紀
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３１号
名古屋市中村区稲葉地町１丁目100番地　ロイヤル百番館406号
破産者　森田　雅彦
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５５号
名古屋市名東区山の手３丁目105番地の１（シャトル山手Ⅱ　４Ｃ号）
破産者　加藤　一郎
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７０号
名古屋市中区千代田２丁目22番11号　ダイアパレス鶴舞公園西904号、従前の住所愛知県知多市八幡字曽山７番地の112
破産者　西明　秀樹
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０６号
兵庫県三木市加佐192番地　ローレルハイツ三木４号棟219号
破産者　須田　里美（旧姓濱崎）
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
奈良県桜井市大字桜井317番地　101号室
破産者　大西　典代
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０４号
広島市南区黄金山町20番10―201号
破産者　児玉　一成
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
広島県福山市藤江町乙355番地
破産者　大本　修司
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３１２号
熊本市東区御領６丁目６番53号　インターコーポ101
破産者　林　　秀治
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係